

子ども支援の専門性と力量形成の社会教育的側面
—子ども支援施設・団体調査報告—

2021年9月

井上大樹（札幌学院大学）
川野麻衣子（奈良教育大学）
深作拓郎（弘前大学）

目次

I	課題と方法.....	1
II	子ども支援と社会教育に関わる研究と実践の動向.....	3
	1 研究の動向	
	1) 社会教育としての子ども支援	
	2) 第三の領域と子ども支援	
	2 実践の動向	
III	三団体へのヒアリング調査から.....	19
	1 調査方法	
	2 (特非) 子ども NPO センター福岡	
	3 石巻市子どもセンターらいつ	
	4 (特非) 北摂こども文化協会	
	5 三団体の比較検討	
IV	まとめ——子ども支援の専門性モデルの提起.....	37

I 課題と方法

子ども・若者支援専門職養成研究所は2013年9月に設立され、子ども・若者支援に関する専門職について学校でもない、家庭でもない「第三の領域」に焦点をあて、社会教育・生涯学習の視点からの子ども・若者支援の専門性の確立を目指してきた。そのうち、子ども支援に関わる実践研究では、児童期（小学生にあたる年代）及びその前後の子ども期における居場所づくりの現代的意義と必要な社会教育的支援を解明し、それに必要な力量（資質など）を明らかにすることを目指してきた。特に、2018年度からは科研費研究基盤研究(B)（一般）「子ども・若者支援における専門性の構築—「社会教育的支援」の比較研究を踏まえて—」（代表 生田周二・奈良教育大学）の「Ⅲ．養成・研修・教材開発研究（1）子ども領域」として、養成・研修プログラムの開発に向けた関係団体調査に取り組んできた。本報告書では、先進的な団体から明らかになった子ども支援における専門性をまとめた。対象とする活動領域や支援内容については、学校教育や市場化された子育て支援・教育・遊育に対するものとしての子どものための地域文化活動、余暇・文化・遊びを主軸に据えた活動、方法論としての遊びではなく遊びそのものの保障、子ども期の保障、課題達成型ではなくあるがままの存在が受容されること、活動を通じた子どもたちの自治集団づくり、主体形成、自治を通じた市民形成などが要点として挙げられた。

子どもの社会教育は実践及び政策、研究において学校や家庭との関係、日本の子どもに関わる社会問題の重点の「揺らぎ」に翻弄されてきた。21世紀を迎えるまで、諸外国では学校以外の場の子どもの教育をとらえる概念がなかった（社会教育＝成人教育）。そのため、日本における学校外の子どもの教育実践に関する研究はいくつかの断層を抱えたまま現在に至っている。そのため、子ども支援の専門性を議論する前提にあたる、子ども（特に児童期）の「第三の領域」とは何か、社会教育としての子ども支援はどこまでが対象に入るのかをめぐって論考は難航を極めた。この点について、日本における子どもの社会教育の実践と研究の変遷を整理するとともに、これらの実践者が「第三の領域」における「子ども支援」に重きを置くようになった必然性について節を設けた。

調査報告においては、子ども支援における先進的な事例（団体）のうち、地域における居場所づくりに重点的に取り組む三団体へのヒアリング調査を行い、子ども支援の専門性をどのように定義し、質を向上させているか、その社会教育的側面を明らかにした。これら三団体に共通しているのは地域を基盤としつつ、子どもの権利を当事者が実感できるようユニバーサル、ターゲットに関わらず必要な子ども支援を直接、間接に展開していた。また、活動内容も遊び、文化、福祉、地域参画など多岐に及んでいた。よって、あらゆる形態の子ども支援に共通する力量を抽出するに至ったのである。

なお、本報告書における子ども支援の「子ども」は18歳未満を対象とし、児童期を中心とするが、中高生世代も含み、また乳幼児期や若者期との連続性にも留意する

子ども支援の専門性と力量形成の社会教育的側面

こととする。

本報告書は、井上が編集及びⅠ、Ⅱ-1-2)、Ⅲ-4、Ⅳの執筆、川野がⅡ-2、Ⅲ-2の執筆、深作がⅡ-1-1)、Ⅲ-3の執筆を担当した。Ⅲ-1、5は井上・川野の共同執筆である。

Ⅱ 子ども支援と社会教育に関わる研究と実践の動向

1 研究の動向

1) 社会教育としての子ども支援の動向

①社会教育学研究としての「子どもの放課後」への着目

社会教育における「子ども」に関わる問題へのアプローチが本格化したきっかけは、1970年代に社会教育審議会から出された2つの答申と建議（71年「急激な社会変化に対応する社会教育の在り方」、74年「在学生少年に対する社会教育の在り方」）である。これらの答申の背景には、60年代の産業構造の変化への影響により地域社会や家庭生活などの構造が変化し、いわゆる「三間（時間・空間・仲間）」「3つの体験（社会・生活・自然）」不足による子ども自身にさまざまな影響を及ぼし、注目されるようになったことが挙げられる。

これに呼応する形で、日本社会教育学会が緊急の研究課題として1975年から2年間「学校外教育論」について宿題研究が取り組まれ、78年には同学会年報第22集『地域の子どもと学校外教育』が刊行され、吉田昇らや小川利夫らの研究によって継続的に検討がなされた。また、社会教育推進全国協議会が中心となって毎年夏に開催される社会教育全国研究集会においても、74年に開催された第14回研究集会（名古屋集会）にてはじめて「子ども分科会」が設置され、それ以降毎年「先行実践」と「先行研究」を取り上げながら議論が今日まで繰り返されている。当時の集会資料集をもとに整理すると、子ども会や少年団、おやこ劇場やおやこ読書などの市民活動、公民館等での実践を中心に、子どもたちの体験活動を促進させることでの健やかな育ちに社会教育がどう寄与できるかの議論が中心であった。

②子どもの社会教育学研究の進展

かつて、宮原誠一が学校の「補足」として位置けていた子どもの社会教育は、1980年代に入ると、70年代の議論をもとに独自性を有してくる。1つが子どもの社会教育実践の舞台が、児童館や学童保育を舞台とした福祉の領域での実践もリンクして議論がなされていくようになっていったことである。2つ目には、学校への不登校やいじめなどの問題をはじめ、早期に人生選択を迫られることへの対応が困難な子どもたちが顕在化し、一人ひとりが抱える課題や自己決定に沿った実践と研究の視点が登場してくる。これは90年代中盤に「居場所論」という概念で進展していく。また、89年11月の国連総会において採択された「子どもの権利条約」が契機となり、「子どもの参画論」や「子ども期」の保障といった観点も加わり、実践と研究が深められていく。

増山均は、それまでの学校外教育における内容論や方法論をはじめ、文化論、発達論の面での検討が十分ではないことにより、親と子の地域での文化活動の豊富な蓄積を吸収していく視点と発展方向を提示していく弱さになって表れているという指摘

をしている。そして、教育と福祉を統一的に捉え、子どもの生活と教育の結合を追求し、生活権と発達権の統一な保障を目指す営みを実践的に模索していくことに意義があると提起している。この指摘は、「子どもの権利条約」の理念と呼応させながら、90年代から2000年代にかけて大きく3つの動きに発展していく。

まず、小木美代子をはじめとする社会教育研究全国集会「子ども分科会」の世話人メンバーらによって「子育て支援」という概念を提起する。小木は、子育て支援施策は育てる側への支援であり、子ども自身への支援施策ではないことを指摘し、子どもの学校外教育の本質は「子ども自身の育ちへの支援」であるとして「子育て支援」という用語を提起した¹。この提起は、後に「子育て学」へと発展させている²。ここでは、社会教育・学校教育・福祉・文化各領域を横断的に捉えた新たな視点築くことと、かつ原理的探求や評論に終始することなく、実践に即した学問体系を新たに構築する必要性を唱え、子育て学における実践と理論化の方法として「アクションリサーチ」に求めている。

2つ目が、増山均が提起する「子どもの文化権とアニマシオン」である。増山は、子どもの健やかな成長・発達のための基本権として次の3点（①生存権・生活権＝子どもの命・身体・心をやさしく守り育てるということ＝プロテクション＝福祉の領域、②教育権・学習権＝技術や学力、技能や能力をていねいに引き出し育てていくということ＝エデュカシオン＝教育の領域、③子どもの文化権＝子どもたち一人ひとりがあるままに、その精神を自由にのびやかに輝かせながら、生き生きとした生活を築きあげていく過程をいっしょに楽しんでいくこと＝アニマシオン＝文化の領域）を整理している。そして、「文化」の領域は、人間の成長・発達と人間的な生活にとって不可欠なアニマシオンを活性化する領域であり、心を活性化させつつ生活を楽しむことは、人間の基本的な人権であるとし、これまで行政施策のなかでは福祉と教育の分断が著しく、さらに文化の領域が独自には成立しておらず、文化行政の貧弱さを指摘している。さらに、「子どもの権利条約」第31条に規定されている子どもの文化権の内容3点（a 休息権・余暇権、b 遊び権・レクリエーション権、c 文化的な生活・芸術への参加）について具体的に検討し、「子どもの文化権」と「文化的参加」を明確にしたうえで、市民的・政治的権利を備えた子どもの社会参加が追求されていくことにより、人間復権の地域創造への課題はより豊かに実現していくことになるだろうと展望している。

3点目が、日本社会教育学会のプロジェクト研究「子ども・若者と社会教育-自己形成の場と関係性の変容」が2000年から2年間取り組まれ、学会年報第46集にまとめ

¹ 小木美代子「序にかえて—〈子育て支援〉と児童館・学童保育の役割」、小木美代子・児童館・学童保育21世紀委員会編『児童館・学童保育と子育て支援』、萌文社、1994年、11～20頁。

² 「子育て学」提起については次の文献を参照されたい。立柳聡「子どもの育ちをめぐる社会問題・生活課題と関心の広がり」小木美代子・立柳聡・深作拓郎編『子育て学へのアプローチ—社会教育・福祉・文化実践が織りなすプリズム』2000年、エイデル研究所、18～37頁。

「子育て学」の構造化への試みは次の文献に詳しく記されている。立柳聡『「子育て学」の実践的・理論的課題』白井慎監修・小木美代子・姥貝荘一・立柳聡編『子どもの豊かな育ちと地域支援』、学文社、2002年、79～99頁。

られたことである。90年代以降子どもや彼らを取り巻く学校や家庭、地域の変容を背景に、かつての地域子ども組織の衰退やインターネット等IT機器の普及などを踏まえた社会教育の役割について検討がなされた。田中治彦や荻原健次郎らは、放課後の学校化や「集団離れ」などの現象は、「ここにいるのは私でなくても良いのではないか」という感覚が広がり、人間の存在の乏しさにつながっていくことを問題として掲げ、多様な〈かかわりあい〉のなかで、自分の存在意義を確認し、主体的に関与していく関係空間の重要性を唱えている。ここでは、従来の社会教育がとってきた「事業」主義から「日常的な生活」に着目すること、「育成・指導」から「関わりと参画」への転換が示唆された。

③近年の子どもの社会教育研究

a. 子どもの視点から「子ども主体の放課後像」へのアプローチ

放課後とは、正課すなわち学業や(家業の手伝いや介護などの)労働から解き放された世界を指す。放課後はすべての子どもたちが有する、学校と家庭の「はざま」に位置する、まさしく子どもだけの「時間・空間・すき間・人間関係」の世界だ。

深作拓郎は、子どもたちの日常の参与観察やヒアリングで得られたコメントなどを総合すると、子どもたちの放課後・学校外は「遊び」という手段、「遊ぶ」ことを最も重要視していることが明らかとなった。掘り下げていくと、心身が開放される行為としての遊びや空間だけでなく、リラックスができ、個々が抱える感情を受け止めてもらえる関係性が担保されているところを中核としていることも示唆された。これらの知見をベースに、近年取り組まれている政策・施策、市民活動などを取り込んで整理し図式化を試みた³。発達段階の特徴を踏まえた整理ができていないが、子どもたちの放課後・学校外の世界は、社会教育、児童福祉、文化の領域が密接に重なり合っていることがわかる。すなわち、子ども支援の第三の領域を考える際、「学習権」「生存権」「文化権」を俯瞰して捉えていく必要があることを示している。

³ 深作拓郎「子どもの放課後の世界と大学生の子育ち支援」深作拓郎・岸本麻依編『大学生が本気で考える子どもの放課後－弘前大学生の地域参加とプレイワーク』、学文社、2018年、5～6頁。

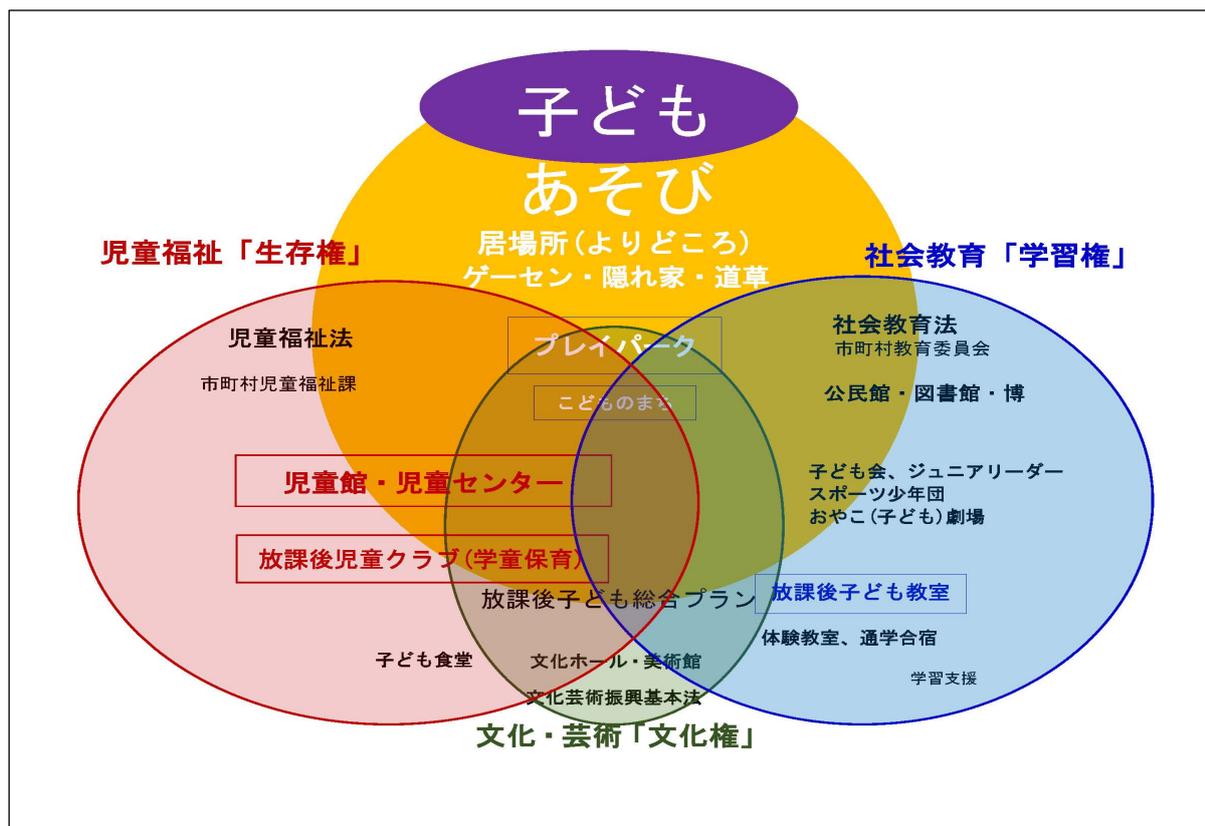


図 1 深作拓郎「(改訂版)子どもの放課後・地域社会の世界」

b. ソーシャルワーク性と明記した改正児童館ガイドライン

児童厚生員(正式名称:児童のあそびを指導する者)の職務の専門性について、2018年に派出された『改正・児童館ガイドライン』においてつぎのように定められた。子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する=プレイワーク。子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握し、地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備図る=コミュニティワーク。発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行い、配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする=ケースワーク。3つの「ワーク」を基にソーシャルワーク色を前面に出している。

児童館が児童福祉施設と位置付けられていることを考慮しなければならないが、放課後・学校外で遊びの機会と居場所を提供する児童館が、遊びを通じた健全育成に加え、地域連携と個別援助を児童館としての機能と児童厚生員の専門性に盛り込んだことは示唆に富む。

c. 子ども若者支援と社会教育的価値の構想

2014年～16年の3か年間、日本社会教育学会のプロジェクト研究『子ども・若者

支援専門職の必要性と資質に関する研究』(以下、「子若支援研究」と称す)⁴が取り組まれた。ここでは、2000年代以降に、子ども・若者に対する支援施策が隆盛するなかで、多様化はしたもののその総体が掴めにくく、その支援の対象が個別化されている(ターゲット志向)こと、支援する側の専門性や力量形成の必要性があることを問題意識に掲げ、研究が進められ、学会年報61集にまとめられた。

生田周二は、子ども・若者支援において、①子ども・若者支援領域の全体像や枠組み、②領域全体を見通す専門性、③学問領域、3点の欠如があることを指摘した。その上で、社会教育支援を検討する意義について、子ども・若者支援の今後の方向性について、「相対的・構造的理解」「子ども・若者の主体としての理解」「自立の枠組みの理解」「専門性の共通基礎的理解」を深化させていくことで、問題解決の提示に貢献できるとした。その上で、子ども・若者支援への支援の視点として個の「存在」「可能性」「成長」に視点を重視し、個々に関わる活動、仲間づくりを働きかける、社会のシステムやコミュニティとの関係をつなぐ、あるいは関係を紡ぎ直すなどの「支援」が必要であると構造化した。そして、複合的な課題に対応していくための専門的能力として「ナレッジ(知識)」「スキル(技能)」「センス(感受性)」「マインド(価値観)」が必要であると提起した⁵。

④本研究における子ども支援と社会教育

本研究では、前項「子若支援研究」の成果を引き継ぎ、子ども・若者支援専門職における「子ども」及び「子ども領域」の定義ならびに「第三の領域」の検討をして、「子ども支援(士)」について検討を深めていくことを目指している。

井上大樹は、2015年に発表された「増田レポート」以降、小規模自治体では「生き残り」への関与に住民を駆り立てて、福祉や教育に労力を求めている現状、加えて学校評議員制度や教育委員会制度の改革などによって、子どもたちの「生の声」を地域・学校が遮断し続ける構造を問題視するとともに、「子どもの情動に突き動かされる」実践の動きに、遮断構造を突破する可能性を期待している⁶。

それを踏まえ、子ども支援の内容について、指導の概念を超え、受容・共感・共楽・伴走など、子どもと共に楽しむことを含みこんだ新しい概念を検討する必要性を説いている。その際、事業中心に展開されてきた従来の子どもの社会教育実践の限界を挙げ、学校や家庭などの日常との接続性をも検討していくべきではないかと問題提起をしている。具体的には、学校教育における「生活指導」においても、従来の「指導」や「ケア」を超え、子どもと伴走しながら、生きづらさを克服する力量をつける支援をしている点に着目している。そして、家庭・学校を含む日々の生活を包含した社会

⁴ 日本社会教育学会編『子ども・若者支援と社会教育』2017年、東洋館出版。

⁵ 生田周二「まえがき」、前掲4、1～9頁。

⁶ 井上大樹「地域で生きる子どもという視点—不毛な『子どもの困り込み』に抗する学校と地域づくり」全国生活指導研究協議会『生活指導』730巻(2017年2月号)、明治図書、46～49頁。

文化的支援の検討が重要としている⁷。

南出吉祥は、「支援」に対して、認知的・物理的・心理的な障壁があり、支援を受けていない人が普通である現状において、支援を受けることはマイノリティとして位置付けられてしまうことや「自立化圧力」と「努力主義」による「若者個人の努力・責任論」などの社会の風潮が支援のハードルを上げてしまっていること。そして、「就労/自立/生活困窮/ひきこもり/障がい者」支援というように事業ごとに細分化されているなどの政策動向の問題点を整理した⁸。そして、「支援する一される」概念を超え、立場や専門性での連携ではなく、「目の前の現実に向き合う当事者」として出会い、交流し、学びを通して作り出していく営みに社会教育的支援としての意味があると提起している⁹。

加えて、子ども・若者支援専門職について、従来の専門職とは独立して新たに作られるものではなく、諸々の実践者に共通した基礎・土台となるようなものであると構想している。専門的知識や理論に現場をあてはめるのではなく、「目の前の子ども・若者」および「場」を常に軸に据えながら、必要に応じて各種の専門的知識を活用していくことを徹底し、支援者が「持つ」ものではなく、支援者が作り出す場に「宿る」ものという認識に立ち、社会状況や文化などの地域性などの生活・社会背景を把握する力量を身に着けていくこと。そして、無意識的に実践していることを意識化し、言語化していく作業を通じて、場に宿る力を支援者同士で語り共有化していくことで、「場」の価値指標を策定していくことが必要であると提起している¹⁰。

本研究は、子どもの生活圏を土台に、(社会)教育・福祉・文化・医療など細分化された(専門)分野を横断的捉え、子どもへの「支援」の内実を明らかにしていく試みである。この研究グループは、社会教育学に軸足を据えた研究者で組織されている。我々は、従来の社会教育が得意としてきた「事業を展開する」ことに特化してきたことへの限界を認めつつ、これまで培ってきた「場」や「関係性」などの社会文化資源の力に価値を見いだすとともに、家庭・学校などの日常生活での支援も俯瞰した「子ども支援」を模索している。

その際、家庭の責任負担の増大や学校的価値(学校論理)が浸食し、社会教育が学校教育への支援にその機能が編成されていることに留意しなければならない。その潮流に逃れつつ、子どもの社会教育が有する独自の価値について再考すると、社会教育実践そのものが、「子ども支援」にどう影響をもたらしているのかを「見える化」して「構造化」していく必要があると考える。それは、ただ単にかつての社会教育実践の「事業主義」を一律に否定するのではなく、それらの実践が個々人や地域社会にどの

⁷ 井上大樹「地域文化・教育にかかわる対象と『子ども支援』-子どもの『生きづらさ』からの検証」、日本社会教育学会6月集会ラウンドテーブル資料(2019年6月)。

⁸ 南出吉祥「若者支援において社会教育が果たする役割」『岐阜大学地域科学部研究報告第41号』2017年、114~117頁。

⁹ 前掲8、124~125頁。

¹⁰ 南出吉祥「子ども・若者支援専門職における専門性とは」、子ども・若者支援専門職養成研究所シンポジウム「子ども・若者支援専門職を構想する」資料(2016年2月)。

ような兆しをもたらして今日に至っているのかという社会教育実践との接続性を検討する必要性があるからだ。

2) 第三の領域と「社会教育的」子ども支援

前節では、子どもの社会教育研究の系譜から社会教育実践課題として子ども支援の視座が不可欠であることを示した。中でも、「場」や「関係性」などの社会文化資源を創出する社会教育実践による一方で地域教育をはじめ、学校や家庭以外の子どもの生活や教育について「第三の場」「第三の領域」(Third Space)としてその意義や現代的課題を議論する流れが2000年前後から始まった。本節では、「第三の領域」の視点から子ども支援が求められる背景及び社会教育実践としての課題についてまとめる。

①意義

児童期における「第三の領域」の意義については、発達に必要な社会的環境として「三間」(時間、空間、仲間)が自分たちのもの(自己決定ができる)としてどれだけ保障されているかと深くかかわる。この点に関わって、増山均は子どもの権利委員会が日本政府にたびたび勧告している子どもの権利第31条についてジェネラルコメントの解釈について、「何もしない権利」と理解すべきとしている。放課後活動の学校化・プログラム化が進んでいる現在、増山は第3の領域における子どもの自由世界(①自主的な時間の活用、②主体的に選択できる活動、③自治的な活動の運営)の縮小を食い止めることが最も重要な課題であると指摘している¹¹。また、井上大樹は、使い方が子ども自身にゆだねられている「子どもの時間」こそが(学習、余暇、休息、遊び、文化、生活…)あらゆる場面で発達のために不可欠であると指摘している。井上は、このことが真の「主体的・対話的」で(自ら)学びを深めるための最低条件とし、学校の授業づくりにおける「子どもの時間」の確保をカリキュラム・マネジメントの主眼にすることを提唱している¹²が、このことは第三の領域にもあてはまるといえる。

よって、第三の領域で豊かな児童期が送れるかどうかは、次の3つの視点からその機能をはかれると考えられる。第1に余暇・文化・遊びを行う場としてのコミュニティ機能、第2に自治や参画、地域づくり・まちづくり、行政機構といった社会の仕組みに影響を与えるシステムとしての機能、第三に具体的な人間関係(親密圏ないし放課後を中心とする日常生活の中で自己実現できる仲間)を育む機能である。またこれらに「公共性」が包含されているか、特に、一個の人格を持った一人の人として子どもを尊重しながら、自立に向かう子どもの育ちを支える場として第三の領域があると

¹¹ 増山均「余暇(気晴らし)・遊びと『子どもの権利条約』」『人間と教育』(103)、旬報社、2019年、68～75頁。

¹² 井上大樹「小学校の教育課程と方法」『教育の課程と方法:持続可能で包括的な未来のために』第7章、学文社、2017年。

するならば、自分事が他人事（公）に、他人事が自分事になっていくこと（自分事の連鎖）による公共空間であることも不可欠な要素である。

これらから、児童期が第三の領域で子どもの学習、文化、福祉における課題（潜在的なものを含む）へ働きかける子ども支援の意義は明らかであると考えられる。

②専門性と力量

教育に止まらず福祉や文化を含む子ども支援の専門性について井上は、子どもの権利に裏打ちされた自主性・主体性・アニメーションが評価基準となり、子どもに対してその場限りでなく、学校・家庭を含む日常生活へのエンパワメントを志向することを指摘している。さらに、子どもだけでなく、子どもを軸に置いた地域づくり、すなわち大人との共同もコーディネートする。例えば、行政や住民との連携、あるいは専門職間での協働などである。そのねらいは、子どもを取り巻く社会の仕組みや習慣を変革させることにある¹³。この点において、子ども支援は実践そのものが「しくみ」「習慣」の変革をもたらすエージェント（子どもと実践者の協働の契機）であり、「教育、文化の力を借りた真のコミュニティワーク」と言える。

子ども支援には、言語以外のコミュニケーションから子どもを深く読み解くことが求められる。経験と省察の蓄積によりその力が高まると考えられるからである。そのため、その力を高める経験とはどのような経験であるか。どのような省察方法や内容が有効であるかについて、明らかにすることが求められる。

これらの専門性を裏打ちする力量について生田周二は「ナレッジ(知識)」「スキル(技能)」「センス(感受性)」「マインド(価値観)」の四要素に整理している。「ナレッジ」は専門に限らず幅広い知識であり、「スキル」は子ども・若者への声かけなどスタッフが個々に身体化された技術であり、「センス」は状況によって柔軟に判断する感受性であり、「マインド」は支援の専門家としての倫理観や価値観を含み、支援者の生活経験や社会的経験が基礎になると生田はのべている¹⁴。

一方、前節で指摘した「場」や「関係性」の形成、家庭・学校などの日常生活での支援もするとなれば、支援者の力量形成に自己形成との関係が欠くことができない要素であると筆者は考える。このことは生田も支援者の諸経験が力量の基盤になることは指摘していることでもあるが、とりわけ「センス」「マインド」は、個人の力量を論じるのであれば、「専門家」としての自己の価値観や感受性は一続きであると言えるのではないかと。よって、本研究では子ども支援における力量を「ナレッジ(知識)」「スキル(技能)」「子ども支援者としての自己形成」の三要素から成ると仮説的に定義する。

¹³ 前掲7。

¹⁴ 生田周二「子ども・若者支援専門職に関わる研究プロジェクトの経緯と到達点—子ども・若者支援の領域と『社会教育的支援』—」『次世代教員養成センター研究紀要』(3)、奈良教育大学、2017年、163～168頁。

2 実践における近年の動向

本研究では、2018年度より2020年度にかけて、子ども・若者支援専門職養成研究の一環として、子どもを対象とする地域文化活動に焦点を当て、現場が蓄積してきた実践知から、団体は違えども、子どもを対象とする地域文化活動全般に通底する子ども観や実践知や実践哲学を見出すこと、ならびに、現場スタッフを支える専門性（資質・能力等）を特定すること、また現場が構築してきた養成・研修の内容や仕組みについての情報を収集することを目指してきた¹⁵。本節では、この間の調査結果を報告する。

1) 予備調査

予備調査として、日本子どもNPOセンターが編集・発刊する『子どもNPO白書』に取り上げられた、おやこ劇場を前身とするNPO法人で、且つ地域文化活動を実践分野とする団体を中心に4団体を選定し、電話での簡単なヒアリングを踏まえた上で、質問紙による調査を実施した。なお質問紙の提供・提出方法は、メール添付による。調査期間は2018年12月から2019年1月である。

設問項目は、「回答者について、実践で大切にしておられる子ども観や支援観、所属機関の職員のキャリアやその専門性、職員研修の有無と内容、所属機関における子どもの地域文化事業に従事する職員の専門性や養成・研修について現場が抱えている課題や展望について」である。

また本質問紙調査と併せて、上記4団体の内1団体については、視察訪問も行き、現場職員への聞き取り調査も実施した。調査日は2018年12月23日である。

①質問紙調査の結果¹⁶

第1に、「子どもを対象とする地域文化活動全般に通底する実践哲学」については、「子どもの権利条約を活動のベースに置き、子どもの社会参画を柱にした実践」に重きを置いていることが明らかになった。「子どもが子どもとして生きることができ、大人になる準備を十分にできる。子どもが持っている力を生かし、子どもの主体性・自主性・自発性を大切にする活動。子どもが自分のやりたいことに挑戦でき、その過程で多様な人と出会い学び成長する。生きていることが幸せで、自分を大切にしたい自尊感情を持つ。自己肯定感を持つ。地域の一員として、自立した大人・市民へと成長する」などの記述により表現されていた。

第2に、「現代の子ども支援の状況や課題」については、「子どもに寄り添う大人の育成」の必要性・重要性が認識されていた。「子どもと真正面から寄り添い、小さなSOSを見逃さないこと。散見される虐待やいじめの問題等、そうした子どもたちとト

¹⁵ 川野麻衣子「報告②子どもを対象とする地域文化活動団体とのネットワークづくり（予備調査の結果および今後の研究計画）」子ども・若者支援専門職養成研究所シンポジウム「子ども・若者支援における専門性を考える」報告資料（2019年2月24日）。

¹⁶ 川野麻衣子「子ども領域予備調査アンケート結果」同上シンポジウムの報告資料。

コトン付き合うことが必要」との認識である。また、子どもを取り巻く支援のネットワークづくりならびに子育て支援者への啓発(子どもの主体性を育む遊びにおける子育て当事者や支援者のスタンスを学ぶ)の必要性も共通しており、これらの観点は「体制づくり」への言及である。

加えて「時代に応じた施設の在り方についての検討」を指摘する回答も見られ「子どもを通して地域を見守る施設に変革していく必要がある」との指摘は示唆的である。

第3に、「現行の研修」については、①振り返りによって自身の実践を考察したりスタッフ間の共有を図ったりしていること、②自団体にかかわる研修、③テーマ学習、④立場別研修を行っていることが共通していた。「研修にかかわる課題」としては、地域実態を踏まえた研修の繰り広げ方、内容・対象者の絞り込み、財源確保、委託主である行政の理解・協力を得ること、職員の待遇改善、専門性が未確立で何が専門性か見えてこない点などが挙げられた。

最後に、「専門職化に関する現場のニーズ」としては共通認識に、①保障と普及、②信頼の担保、③正当な評価が抽出できた。「子どもの地域文化活動に携わる人々が専門職として位置付けられ、児童館などの施設が確保され、子どもたちに保障される状況になること。資格があると保護者に受け入れてもらいやすく信頼を得られやすい。良い事業評価を得ても予算には反映されない。正当な報酬に反映されるようにしなくてはならない」などの回答があった。

②視察・聴き取り調査の結果

調査対象は「NPO法人岡山市子どもセンター」である。同センターは、子どもが豊かに育つ生活文化環境づくりを目的に、公民館はじめ地域の関係諸団体や行政、親や市民らと連携・協力して市内各地で実践を生み出し継続発展させている。おやこ劇場時代からの舞台芸術鑑賞も継続させながら、常設のプレイパークの受託運営や普及活動も行い、また市内各地の公民館を会場にした夏休みの特別体験事業も実施している。

聴き取り調査はプレーリーダーを職務とする職員を対象とした。一現場の率直な意見として紹介する。聴き取りでは、子どもを対象とする地域文化活動の現役従事者として、専門職化に対する想い、自身の職務の専門性をどうとらえているのか、本研究が目指している「子ども支援士(仮称)」に対する受け止め等を、半構造化インタビューにて確認した。

結果は次のとおりである¹⁷。まず本研究が目指す「子ども支援の専門職・資格化」に対しては、子どものための地域文化活動は「型にはまらないところが魅力的」でもあるので「資格化し、定義が作られることへの抵抗」も感じており、「必要とも必要でないとも言えない」複雑な思いを抱いていた。次に「専門性」に対してはどのようなワークができるのか、よいワークができるのかといった点においてその要因は「人柄のような気もする」と述べており、子どものための地域文化活動“特有”の専門性への言及が確認できた。

¹⁷ 前掲 11。

一方で子どもを対象とする地域文化活動の場合は従事者自身が「意図付けしていかないといけないと思うようになって、必要な役割があると思い始めて」おり、それが「専門性ではないか」とも述べている。また資格についても、「資格があると有利」に働き、「社会的な職業として認められ」、特に行政との関係において有効であると感じていた。実践を言語化することの必要性も実感していた。

「子ども支援士（仮称）」については、同じ目線を持てること、他分野の人との共通言語を持ち、今の子どものことを学べる点において肯定的な受け止めであった。ただ、分野横断的な資格・研修に位置づくには、「国レベルを動かす力を結集する必要がある」と指摘し、容易には実現できないと感じていた。

③補足

情報収集の結果、「子ども領域の分野横断的なネットワーク組織」の存在も確認できた。例えば、任意団体「しまね子育て子育て支援ネットワーク つながるネ！ット」や「NPO 法人子ども NPO センター福岡」による「子どもにやさしいまちづくひろば」などである。

これらの組織・取り組みは、従来型の間接支援組織¹⁸ではなく、子どもたちのために、実践の質の向上のためにと、分野横断的なつながりを創り出し、すでに共同検討・研修に取り組み始めているネットワーク組織であった。

従って、今後の研究展開であるが、これらのネットワーク組織を調査することで、分野を超えて共有しておくべき共通理解の中身についてや、分野横断的な養成・研修の手法などについて明らかにすることができるだろう。

2) 子ども領域の全国組織及び関連資格・研修

多岐の分野にわたる子ども領域の実践であるが、全国組織の存在や指定管理者制度などによる公共事業の委託化により、一定の業界が誕生している。業界ごとに、活動従事者の資質・能力（専門性）の特定や、それを反映させた養成・研修のプログラム作りや資格制度の運用が始まっている。筆者の整理によれば次のとおりである。

¹⁸ NPO の立ち上げ等の相談支援や助成金情報の収集・提供などを主な事業とする。

表1 子ども領域¹⁹の業界と資格・研修制度

分野・業界	① 実施主体 ② 研修・資格の名称	特徴	研修内容の構成
学童保育	① 厚労省 ② 放課後児童支援員研修	国の制度	子ども理解、育成支援、連携・協力、安全、支援員の役割・機能
	① (特非)日本放課後児童指導員協会、(特非)学童保育協会、(特非)学童保育指導員協会、(一社)日本学童保育士協会 ② 学童保育指導員研修	民間の制度、4つの協会の連携・共有が進んでいる	学童保育の原理と理念、子ども理解・発達、学童保育の内容と方法、実践研究
児童館・放課後児童クラブ	① (一財)児童健全育成推進財団 ② 児童厚生指導員	遊びの指導を通して子どもの健康増進や情操を豊かに	健全育成論、児童館論、安全、発達、援助、地域福祉、遊び、表現活動など
放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点など	① 厚労省 ② 子育て支援員研修(地域子育て支援士、子育て支援コーディネーターなど)	基本研修と専門研修(放課後児童・社会的擁護・地域子育て支援・地域保育の4コース)によって成立	基本研修：家庭の現状、家庭福祉、発達、保育原理、対人援助、社会的擁護、障害、総合演習
プレーパーク	① (特非)日本冒険遊び場づくり協会 ② プレーリーダー養成講座	子どもが主役の遊び場づくり、遊びを重視できる社会づくり ※資格化は検討中	子どもとの関わり、プレーパーク、役割、事故・トラブル対応
地域文化	① (特非)子ども文化地域コーディネーター協会 ② 子ども文化地域コーディネーター	地域にある文化・芸術の活力を再活性化、地域を束ねる能力	子どもの成長発達、子どもの生活環境、子どもの文化芸術
社会的環境	① (公社)こども環境学会 ② こども環境アドバイザー	領域横断、多領域を結びつける役割	こども環境学概論、こども理解、こども環境、こども参画、リスクマネジメント
社会的擁護	① (特非)子どもアドボカシーセンターOSAKA、子どもアドボカシーセンター福岡、(一社)子どもアドボカシーセンターNAGOYAなど ② 子どもアドボカイト養成講座、子どもアドボカイト	子どもの声を聴き取り社会に届ける、指針は国、プログラム開発・実施は民間	子どもの権利、社会的擁護、独立アドボカシーの目的・原則・支援提供、子どもとの信頼構築、傾聴等スキル

補足：子どものための地域文化活動にかかわる全国組織（資格制度なし）に以下がある。

- ・ (特非)子ども NPO・子ども劇場全国センター ※元全国子ども劇場おやこ劇場連絡協議会
- ・ (特非)子どもと文化全国フォーラム
- ・ 子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部（ユネスコの諮問機関）

¹⁹ 地域文化活動を中心とする。

①学童保育・児童館

学童保育・放課後児童クラブについては、他分野に先行し 2014 年より国による制度として資格・研修制度の運用が始まったが、それ以前より、民間の協会による専門性研究や研修制度の運用が行われてきたことは周知のとおりである²⁰。

児童館では関東を中心に、児童厚生員の資格・研修制度が存在し、既に初任者から中堅、さらにはベテラン職員を対象とする上級指導者研修まで確立している²¹。

②プレーパーク、プレーリーダー

プレーパークについては、「NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会」が全国規模の中間支援組織として存在し、約 3 年に一度の頻度で全国調査を行い実態把握に務めると共に、全国規模の研究大会を開催したり協会内で検討部会を立ち上げるなどしてプレーパーク従事者（プレーリーダー）の役割や専門性の特定を行ったり、養成プログラムの開発・実施を進めている。

そのような流れの中、プレーリーダーについては同協会が 2002 年に開催した「全国プレーリーダー集会」を通じて宣言が出され、プレーリーダーは「子どもが主役の遊び場をつくる、子どものありのままを受けとめる、子どもと人として対等な関係を築く、遊びから見える子どもの姿を発信し続ける、子どもの遊びを重視できる社会へと意識の転換を図る」ことについて「常に自己研鑽すること」が公表された²²。次いで 2005 年には「プレーリーダーの存在意義・資質・役割」が整理され公表されている²³。近年では 2014 年から 1 年かけて資格認定に関する検討が行われ、「プレーリーダーの資格制度について、その必要性は広範な理解を得たと考えるが」「制度の導入にあたっては、制度設計や運営体制など、検討しなければならない課題は多い」ため、今後は「有志や個別団体による自主的な試行実施と実践的な試みをおこない」「議論を深めていくという、試行実施の議論の段階にすすむべきである」と結論付けた²⁴。そして実際に、研修プログラムパイロット版が試行されたり、プレーリーダー養成講座などが始まっている。

③子ども文化地域コーディネーター

「子ども文化地域コーディネーター協会」²⁵は、国際公共政策を専門とする中川幾郎氏（帝塚山大学名誉教授）が代表理事を、おやこ劇場活動に長年従事してきた森本

²⁰ 学童保育指導員研修テキスト編集委員会編集『学童保育指導員のための研修テキスト』かもがわ出版（2013）、273 頁。

²¹ <https://www.jidoukan.or.jp/seminar/>（最終アクセス 2021 年 8 月 27 日、以下 Web のアクセスに関しては同様。）

²² <https://bouken-asobiba.org/know/declaration.html>

²³ https://bouken-asobiba.org/_assets/attach/0000/050000170427_144530.pdf

²⁴ <https://bouken-asobiba.org/info/2014/shikaken20150122.pdf>

²⁵ http://www.kodomo-bunka-co.org/05_01.html

真也子氏らが専務理事を務める団体である。協会設立の背景には、「都市部における文化的な崩壊、郡部における物理的な崩壊の危機を迎えて」おり今こそ「子どもと地域コミュニティ、地域コミュニティと文化をつなぎ直し、地域から希望や活力を生み出す市民力が必要」との認識がある。「地域社会や地域コミュニティが潜在的に持ち合わせている文化・芸術の活力を、再活性することを目指し、最も地域に深くかかわりあいをもつべきである子どもたちが、より伸び伸びと感性豊かに成長できるための環境づくりを担う人材を育成するための制度」²⁶として「子ども文化地域コーディネーター制度」を新設した。

「子ども文化地域コーディネーター」は「子どもをとりまくさまざまな団体とも相互理解と連携をはかり、地域コミュニティを束ねる能力を養う、従来にない資格」²⁷として構想されている。具体的には表2に示した3つの力によって構成されている。また同コーディネーターの資格は、サポート役（サブ）から標準（スタンダード）、エキスパート役（アドバンス）までの3つに区分され、より詳細には1～5階級に設定されている²⁸。

なお「スキルの考え方」としては「こんな能力を持っている人しか子ども文化地域コーディネーターになれない。というのではなくセミナーを受けると自然とこんなスキルが身に付く！というふうに考えていただければ」²⁹と記してあり、資格制度による排除の理論への配慮・抵抗感が見て取れる。

表2 「子ども文化地域コーディネーター」に求められる力³⁰

3つの力	内容
子どもの成長発達	地域の文化・芸術の力を、子どもたちの健やかな成長発達のために多角的にとらえ、有効に実用的かつ応用的に用いることができる。
子どもの生活環境	地域で文化・芸術の力を用いて 世代や業種を越えた人間関係を生みだし、子どもたちと共に豊かな 地域社会環境づくりができる
子どもの文化芸術	子どもの文化・芸術活動の 社会的意義や価値を深く理解し、地域に普及促進させ、子どもの文化権を保障できる

④こども環境学会、こども環境アドバイザー

「公益社団法人子ども環境学会」は、「学問の領域を超えて、こどもを取り巻く環境＝『こどもの環境』の問題に関心や関わりのある研究者や実践者が集い、共に研究し、提言をし、実践してゆくなかで、こどもの成育に寄与する環境科学を確立し、こどものためのよりよい環境を実現することを目的」³¹とする。建築学や都市工学、造園学等に基盤を置く研究者が中心となって発足した点に特徴がある。

²⁶ http://www.kodomo-bunka-co.org/01_01.html

²⁷ 同上。

²⁸ http://www.kodomo-bunka-co.org/01_02.html

²⁹ 同上。

³⁰ 同上に記載の内容を元に作成。

³¹ <https://www.children-env.org/outline>

「こども環境アドバイザーとは、『こども環境にかかわる総合的な知識及び基本的なコミュニケーション・スキルを身につけ、こどもに関わる環境改善のための支援及びアドバイスができる』レベルの資格」であり、「こども環境アドバイザーには、家庭・保育・教育・地域などにおいてよりよいこども環境を形成していくために、専門領域における指導者的な立場に立つだけではなく、さまざまな領域を結びつける役割を担うことが期待され」る³²。また講習会は「全国から集まった参加者がともに学び、交流する場」³³としても位置付けられている。

⑤子どもアドボケイト

社会的擁護の分野では2016年の児童福祉法改正によって子どもの権利保障が明記されたことにより、子どもの権利擁護の観点から子どもの意見表明権を保障する仕組み作りが始まっている。同年に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が発足され1年間にわたる検討の末、2017年に報告書「新しい社会的養育ビジョン」が出され、その中で「概ね5年以内には（略）アドボケイト制度の構築を行う」³⁴との方針が示された。

「アドボケイト」とは、「子どもの意見表明を代弁する者」、「英国など海外で意見表明支援を含む支援提供者の呼称」である³⁵。子どもアドボカシー研究の第一人者である堀正嗣は、アドボカシーには「当事者の立場からの政策提言」と「一人一人の当事者の声を聴き権利を守る活動」の両方があること、子どもアドボカシーは、立場の弱い子どもの声が抑え込まれたり、無視されたりすることなく、また声を上げることで大人から報復を受けることのないように、子どもの声を守り、おとなや社会に届けていく活動であると説く³⁶。

子どもアドボケイトの資格・養成については、日本においては発展途上の段階である。

養成プログラムの開発は、かねてより子どもの権利保障に務めてきた民間団体が積極的に進めており、現在では堺市、福岡市、名古屋市、広島市など各地に独立機関が発足され（子どもアドボカシーセンターOSAKA など）、それらの機関がそれぞれにプログラムの開発・実施・改善を行っている。なお資格の認証はまだ行われておらず、制度設計について今後の展開が注目される。

³² https://www.children-env.org/certification_celebration/accreditation

³³ 同上。

³⁴ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会『新しい社会的養育ビジョン』2017年8月2日、9頁。

³⁵ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」、2019年3月、3頁。

³⁶ <https://www.kyobun.co.jp/education-practice/p20200512/>

3) 小括

調査の結果、子どもを対象とする地域文化活動を支える子ども観・支援観には、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもを主体に据えた子どもにとっての社会参画実践を行うという考え方が通底していること、子ども支援の課題としては子どもに寄り添う大人の育成が挙げられており、現行の研修については、実践者自身の資質向上や同僚性を高めるための実践の省察、所属団体に関する理解を深める研修、テーマ学習、立場別研修が行われていることが分かった。

専門職化に対する現場の受け止めとしては、子どもを対象とする地域文化活動の保障と普及、実践や実践者に対する社会的信頼の担保、事業予算や報酬への反映といった正当な評価の観点から期待されていることが分かった。また、型にはまらない点、人柄が影響する点、活動の意図を実践者自ら見出し言語化する必要がある点に、子どもを対象とする地域文化活動従事者固有の専門性が示唆された。

子ども領域の全国組織ならびに資格・研修制度の動向については、制度として確立している学童保育・児童館・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点のみならず、プレーパークや地域文化環境の分野でも取り組みが進んでおり、いわゆる業界が出来上がっていることが確認できた。社会的擁護の子どもアドボケイトの新動向も、福祉的側面が強いが、子どもの意見表明権を保障する専門職という点において注目に値する。

一方で、例えば今回の調査対象同士はつながりあっておらず、本研究が射程とする「子どもを対象とする地域文化活動」、さらに俯瞰して捉えると「子どもの社会教育実践」のネットワーク化、業界作りは引き続き課題である。

いずれにせよ今後、分野横断的な子どもの育ちを社会で支える包括的な資格・養成の検討・開発を進める際には、今回確認できた業界との連携も図りながら進めていく必要がある。

子どもが主役、あるがままを受け止める、社会の意識を変える、子どもたちがより伸び伸びと感性豊かに成長できるための環境づくりを担う人材育成、様々な団体とも相互理解と連携をはかる、といった観点は、本研究が追求する価値観と共通しており、親和性が高い。従ってこれら既存の資格・養成研修がある中で、どのような中身の専門性や養成・研修を目指せば意味あるものになるのか、「社会教育的価値」の観点から、改めてその共通性と固有性を分析することが求められる。

Ⅲ 3 団体へのヒアリング調査から

1 調査方法

以上を踏まえ子ども領域の定義や子ども支援士の専門性の仮説について検討を深めるべく、子ども支援実践者へのヒアリング調査を実施した。前章で、子ども支援における力量を「ナレッジ(知識)」「スキル(技能)」「子ども支援者としての自己形成」の三要素から成ると仮説的に定義した。調査では、この仮説の検証、特に「子ども支援者としての自己形成」が他の要素にどのように関わるのかに注目した。

調査対象には次の3団体³⁷を選定した。

第1に特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡（以下、子どもNPOセンター福岡）である。おやこ劇場を前身とする子ども系NPOの中間支援組織である。選定の理由は、NPOの立ち上げ支援や情勢金情報の提供といった従来型の中間支援組織ではなく、子どものための活動実践団体の質の向上を目指し、あるいは行政施策や一般社会に子ども理解を広めるために、分野横断的なつながりを創り出し、既に共同検討・研修に取り組み始めているネットワーク組織だからである。

第2に石巻市子どもセンター「らいつ」（以下、石巻「らいつ」、もしくは「らいつ」）である。子どもたちによる震災復興のまちづくりのために新設された活動拠点である。選定の理由は、子ども参画の施設運営を行っている点ならびに0～18歳までを対象としている点である。子ども支援士が目指す、主体形成や子ども自治ならびに乳幼児期から若者期までの連続性を重視することの実践的意義を検討する。

第3に特定非営利活動法人北摂こども文化協会（以下、北摂こども文化協会）である。おやこ劇場を前身とするNPOであり、子どもが豊かに育つ地域文化環境づくりに努めてきた。選定の理由は、実践の歴史が長く、職歴や勤務年数の異なる多様な職員がいるため職員としての自己形成過程を分析し、余暇・文化・遊びと子ども参画を主軸に数種の事業を運営しているため分野横断的な専門性を検討できるためである。

ヒアリングは各団体の長及び中心的なスタッフを対象に2019年11月下旬～3月上旬にかけて各3時間程度行った³⁸。

³⁷ 調査対象団体・施設の概要については以下のウェブサイトを参照のこと

子どもNPOセンター福岡 <http://kodomonpo.main.jp/>

石巻「らいつ」 <https://ishinomaki-cc.jp/>

北摂こども文化協会 <http://www.hokusetsukodomo.com/>

³⁸ 調査日程は以下の通りである

子どもNPOセンター福岡（代表理事） 調査日：2020年3月3日 調査者：川野、井上

石巻「らいつ」（館長、事務長） 調査日：2020年2月7日 調査者：川野、深作、井上

北摂こども文化協会（理事長、理事） 調査日：2019年11月28日 調査者：井上

2 (特非) 子ども NPO センター福岡

1) 経緯 (機能の変遷)

おやこ劇場を前身とする団体で、2004 年に NPO 法人化した。その経緯と機能の変遷は次の通りである。

①草創期

a. ネットワーク作り

90 年代に入り閉塞感やピラミッド型の組織体質による疲弊を感じていたところ、増山均や佐藤一子が提言した「これからはネットワークの時代」との考えに賛同する。

両氏の指摘は、子ども劇場という一つ団体が子どもの全てを担うことを目指し団体を大きくすることへの限界であり、むしろ複数の多様な団体が存在しアメーバ的に自由にゆるやかにつながることで生まれる活動のあり方への示唆であった。

提言を受け、前身団体は子どもに関わる多様な人々に声をかけ、1994 年 11 月に「子育て文化フォーラム in ふくおか」を初開催する。二日間で述べ 1,200 名が参加し、実行委員は 200 余名となった。このフォーラムが、後の市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」の基となる。

b. 里親作り (子どもを巡る特定の社会課題解決に着手)

ネットワーク作りを通じて福岡市助役 (当時) と出会い、里親を増やす取り組みをしてほしいとの相談に応じ、里親作り事業に着手し一定の成果を上げる。

この経験を基に市民の営みは小さいけれども国を動かすことにつながると実感する。

また当初の展望どおり、一つの大きな団体 (おやこ劇場) ではなく、テーマごとに NPO ができていった。

②展開期

a. 「子どもの権利が尊重される地域づくり」の推進

以上の取り組みを礎に 2004 年に「NPO 法人子ども NPO センター福岡」を設立する。法人の目的は「子どもに関わる市民のネットワークづくりと NPO の基盤づくりを進め、ともに子どもの諸課題に取り組むことを通して、すべての子どもが尊重される社会の実現」である。

2006 年に「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」を発足し (現こまちひろば)、2011 年に「福岡子ども白書」を創刊し (以後 2014 年に第 2 号、2018 年に第 3 号を発行)、2018 年には「子どもアドボカシーシステム開発事業」に着手する。

いずれも一貫して子どもの人権が尊重される地域づくりに寄与する取り組みと言える。

つまり子どもを巡る社会課題を、ネットワークや白書等を通じて、市民の声を代表

する提言や世論として受け止められるように発信したり、福祉行政だけに反映された「子どもの権利」を「子ども総合計画」に取り入れられるよう行政に働きかけるなどの行動を起こし、子どもの権利が保障される社会づくりに寄与してきた。

b. 子どもの権利条約に立ち戻るための学び合う場・語り合う場の提供

各市民（団体）が各自のミッションを進めることをサポートするために、プラットフォーム作りを行っている。それが敷いては、子どもの権利が尊重されるまちづくりにつながるの考えに基づいてのことである。

NPOは目の前の子どものことで目いっぱいになる。しかし、ただ単に目の前の子どもにどう対応するのかに留まるのではNPOの意味がない。

自分たちの実践が、子どもを取り巻く社会問題や社会改善のここに繋がる、ということが理解できていないといけない。そのために、日々の活動に明け暮れる中、定期的に子どもの権利条約の内容を学び、条文に謳われた権利保障に取り組む人々を呼んで学び合い、語り合う場づくりを行ってきた。

参加者からは「ここがあるからぶれないで済む。社会の動きの中でどういうポジションにいるのかを知ることができる」という感想が出ている。

参加者は誰かに指示されるのではなく、自分として参加し、吸収し、成長し、出会いの中から何かの活動に踏み出していく。プラットフォームの取り組みがその後押しとなっているとのことである。

③発展期：アドボカシーセンターの設立に向けて

現在はアドボケーター養成講座の開発・提供に着手し、将来的には子どもアドボカシーセンターの設立を目指している。

既存の子ども支援には、チャイルドラインやCAPがあるが、それらはマイナスをゼロに戻す仕事である。それに対しアドボカシーはゼロをプラスにしていく仕事であり、社会に対して発信していくことが役割との認識である。既存の子ども支援者は子どもを導きたがったり、解決したがりしてしまうが、本来は、本人の思いを受け止め、考えを引き出すことこそ大切である。アドボケーターの役割がまさにそれであり、子どもの言ってること、やってることを関係要所にそのまま伝える役目を担うアドボケーターの養成に着手し始めた。

2) 実践で追及されている子ども支援・専門性

本調査で聞き取りした言葉を用いて、子どもNPOセンター福岡が考える子ども支援の要点ないし専門性について、以下のとおり整理する。

①NPOとして、刻々と変わる日常の中で必要とされることを見出し課題解決にあたる。

子どもの状況を常に見て、その中から何が必要とされているかを考え、それに対応するプロジェクトを行政と一緒に進めている。既存のものを変える力は行政には乏し

い。だからこそ「市民が社会をつくっていく意識」を持たなければならない。

行政は法律や総合計画で定められたことをやるが、NPOは、日々の生活を住民の立場や子どもたちの立場から捉え、刻々と変わる日常の中で、必要とされることをあぶり出し、課題解決を目指す。そのために必要な専門性を創り上げていく。そのため行政にない専門性が立ち上がる。そこに、ネットワークの持つ専門性が生かされ、可能性が見出される。行政職員はそんなことできないというので、これこそ民間だからこそできることだと考えている。市民の知恵を集めて、ことにあたる。

②従来型ではなく、子どもの課題解決のために必要とされる専門性を新たに創る。

新しい課題が出てくると、この課題に取り組むにはどういう専門性が必要か、どういう人が必要か、という検討が始まり、適宜声掛けをしてチームを編成することになる。恒常的にネットワークを作っていると、どこでどういう人がいるか分かり、その時々で必要な人々を束ねることによって、プロジェクトを創ることが可能となる。どんな問題が出てきても、多様な人がいるため、その問題を中心に、人が集まって、専門性も確保できる。

③分野を超えて連携し、根本的な問題解決を目指す。

分野を終えて連携する理由は、一緒にやらなければ、根本的な問題の解決にならないためである。それぞれタコつぼ型でやっている限り、社会は変わっていかない。

その際に共通の基盤となる基本理念が子どもの権利条約である。

④子どもの権利尊重をシステムにしていく。

子どもの権利条約は子どもの力を変えて、社会を変えていくものである。

人類が今到達している子どもの見方、世界的に結集した知恵が子どもの権利条約である。その尺度で見た時に何が足りないかを分析する。

今、学校、家庭、社会で何が問題になっているのかを子どもの権利条約の視点で見、社会を作りかえていく。まともな社会になっていく道筋をつくる。

⑤最終的には、行政の仕組みにしていく。

子どもの状況を見て、その中から、何が必要とされているのかを考え、それに対応するプロジェクトを行政と一緒に進めていく。最終的には、行政の仕組みにしていくことがゴールである。

⑥日本の伝統的な子育て観をひっくり返す。大人や社会を変える。

仕組みができてそれを市民が理解しなければ、制度になったとしても似て非なるものとなる。この点において、大人がどれくらい理解しているかも、重要となる。

日々、子どもと大人の関係が変わっていく取り組み。大人の子ども観を変える。

子どもが自分の力で育っていくという発想に立つと、大人が何をしないといけない

か見えてくる。子どもの想いや子どもの願いを受け取る。育ちを応援する。子どもの可能性はいっぱいある。

⑦子どもアドボカシー

子どもの声を聴き、社会に届ける。子どもの側に立ち、子どものエンパワメントを支援する。そのためには、常に実践を疑う力が必要である。

一人ひとりの子どもの育ちをサポートする。そのための環境作りを行う。

何が必要とされているかの見極めも必要である。特に、大人が考える子どもにとって最善の利益と子どもの願いがぶつかる時どうするか。例えば実親に帰すのは危ないが、子どもは実親の元に帰りたい時の見極めと対応などが挙げられる。

子どもの主体性を尊重したプログラムが求められる。

⑧必要な研修を創り出す。

併せて研修についても、社会の状況が変わるので、それに対応した新たな研修を創ってきた。具体的には里親研修、アドボカシー養成講座等、海外先行モデルを参照し、日本版に改訂しながら提供を試みている。

3) スタッフの力量形成

子どもに関わる人々の力量形成にかかわって、現在開発・実施している養成講座が「子どもアドボケイト」の養成講座である。

①背景

2016年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体者であることが明確になった。国の方針として「当事者である子どもの権利擁護の取り組み」が重要課題となり、「児童の意見明権を保障する仕組み」の制度化に向け動き出したことを受け、福岡でも「子どもNPOセンター福岡」が中心となって「子どもアドボケイト」の養成講座が始まった。

なお、児童福祉法改正に基づく国からの要請を受けて福岡市も市としての「社会的養育推進計画」の策定に乗り出すが、その策定のための「福岡市の社会的養育のあり方検討会」の委員の一人に、「子どもNPOセンター福岡」の代表理事（調査時）である大谷氏が任命されている。

大谷氏は第2回検討会（2019年3月）にて子どもの権利擁護の取り組みに関する提案書を提出したり、第5回検討会（2019年7月開催）でも「あらゆる子どもの権利擁護を目的とした『子どもアドボカシーの構築』に取り組む市民との共働」を記した提案書を提出し、「市民が担う『独立アドボケイト』の養成」等の仕組みづくりを積極的に推進してきた。

②講座の開催

a. 2018 年度子どもアドボケイト養成講座

【実施期間】2018年9月15日（土）～2019年1月13日（日）

【概要】（チラシから抜粋）おとなが子どもの声を聴き、子どもの権利を守ることができるよう支援することが「アドボカシー」、子どもたちが自信をもって自分の気持ちや願いを話せるように励まし、支援する人を「アドボケイト」という。親でも専門家でもない市民だからこそできるアドボカシーを地域に広げることを目指し、子どもの立場に立って、子どもの意見や願いを届けるための理念やスキルをもって活動する子どもアドボケイトを養成する講座。

【構成】全5日各2部で、公開講座・講座・演習・公開シンポジウムからなる。

	種別	内容
1	公開講座	子どもアドボカシーを広めよう
2	公開講座	子どもアドボケイトを模擬体験しよう
3	講座	子どもアドボカシーの理念と枠組み
4	講座	子どもアドボカシーがなぜ必要か
5	演習	子どもの声をどう聴きとるか～保育者養成の実践を通して～
6	講座	社会的養護におけるアドボケイトの必要性について
7	演習	子どものマイクになろう
8	演習	コミュニケーションワークショップ～アドボケイト自身を知る
9	公開シポ	子どもアドボケイト養成講座を終えて 報告と社会に向けての発信
10	公開シポ	福岡から発信するアドボカシーの未来

b. 緊急企画！カナダとイギリスの子どもアドボカシーに学ぶー日本のこれからを考えるためにー

【実施日】2019年2月3日（日）13時半～17時

【概要】世界の子どもアドボカシーを牽引するカナダ・オンタリオ州の子どもアドボカシー事務所の事例を、カナダと日本の社会的養護子どもの国際交流コーディネーターの菊池幸工氏から学ぶと共に、イギリス国内における子どもの権利擁護のための人権機関であるイギリスの子どもコミッショナーと市民参加型アドボカシーの話を、イギリスのアドボカシー制度政策研究者の堀正嗣氏から学ぶ。

c. イギリスに学ぶ子ども・若者のアドボカシー～子どもの声を社会に届けるために～

【実施日】2019年7月13日（土）10時～15時

【講師】ジェーン・ダリンプル氏

【概要】日本に先行して子どもアドボカシー提供を地方自治体に義務付けたイギリスから、子どもアドボカシー研究の第一人者を招いた講演会ならびにワークショップの開催。コーディネーターは熊本学園大学社会福祉学部教授の堀正嗣氏、コメントーターは大分大学福祉健康科学部助教の栄留里美氏、通訳は子どもの権利条約ネットワーク運営委員の平野裕二氏。

d. 2019 年度子どもアドボケイト養成入門講座

【実施期間】2019年7月27日（土）～9月28日（土）

【構成】全5日各2部、講座ないし演習

	種別	内容
1	講座	子どもアドボカシーの理念と枠組み
2	演習	アドボケイトに求められる資質と技術
3	講座	子どもアドボカシーがなぜ必要か
4	演習	コミュニケーションワークショップ～アドボケイト自身を知る
5	講座	社会的養護におけるアドボケイトの必要性について
6	講座	子どもアドボカシーにかかわる法律と制度
7	講座	LGBTQ の子どもへのアドボケイトの必要性について
8	演習	子どもの発達を考えた「マイク」になろう
9	講座	子どもの声を聴く～相手の立場に立つとは～
10	演習	自分を知る

e. 2019 年度子どもアドボケイト養成専門講座

【副題】「子どもアドボケイトとして子どもの権利を核に学び合う」

【実施期間】2019年11月4日（月・祝）～2020年2月11日（日）

【構成】全6日・12講座（1講座3時間×12）

	内容
0	専門講座開講式
1	子どもアドボカシー～意見表明支援のプロセス～
2	子どもと家族の歴史
3	子どもの声を聴く練習
4	子どもへの暴力と子どもの心理
5	学校で「安心」を得られない子どもたち
6	放課後の子どもたち
7	自分の表現に対する囚われに気づく
8	自分を表現し他者の表現を受け取る
9	社会的養護のもとで生活している子どもたち
10	LGBTQ+の子どもたちと学校や児童養護施設
11	あなたの現場をシミュレーション
12	振り返り

4) 小括

子ども NPO センター福岡は、子どもを対象とする実践の現場を持たない「中間支援組織」である。福岡市内の子ども系 NPO のネットワーク作りを行いながら、福岡市を中心に子どもの存在が尊重される社会づくりを進めてきた。ネットワーク作りの中で、行政職員との出会いがあり、福岡市の課題であった里親問題を手掛けることとなり、社会的養護にまつわる活動もセンターの取り組みの一つに位置づいていく。実践で追及されている子ども支援については、子ども系 NPO に共通の（子ども系 NPO をつなぐ）行動指針・価値基準として、子どもの権利（条約）を位置付けていた。「人類が

今到達している子どもの見方、世界的に結集した知恵が子どもの権利条約である」との理解には、子どもの権利条約への信頼が垣間見えた。この「世界の物差し」である子どもの権利条約に照らし合わせて、子どものおかれた実態を把握し、子どもの権利が保障される社会へと創り変えることが子ども支援者としての役割であると考えていた。

NPO だからこそできることとして既存のものを変える力があること、市民が社会を創るという点が挙げられた。他団体をつなぐ中間支援のセンターだからこそ多様な専門家とのネットワークがあり、子どもの権利保障をめぐる社会課題に直面した際に、複数の専門家を招集し新たな専門家集団を結成することで事に当たる。特にこの点について、「必要とされる専門性を新たに創る」と強調していた。

養成・研修についても「必要な研修を創り出す」と答えており、先駆的事例をもつ海外にならいつつ、日本社会に適した内容になるようセンターが招集した「専門家集団」と共に研究開発を行い、日本版の養成研修講座を開発、提供してきている。近年では「子どもアドボケーター」の必要性を感じ、2018年度に入門講座を開始、2019年度からは専門講座も開発し、開催し始めている。これらの取り組みは子どもの権利尊重が柱にあり、子どもの権利の中でも特に、子どもの意見表明権を子どもと社会に保障することを使命とする子ども支援の専門家育成を目指していた。

当研究会が目指す「子ども・若者支援専門職」ないし「子ども（若者）支援士」（仮称）が、子どもアドボケーターに代わるのか、子どもアドボケーターを含むのかを、ここで結論づけることはできないが、子どもの権利（条約）が共通基盤に据えられていること、近年では特に意見表明権の保障に力点が置かれている点は示唆的であろう。

3 石巻市子どもセンター「らいつ」

1) 今日までの経緯

2011年3月に発生した東日本大震災直後、5～6月に「セーブ・ザ・チルドレン」が宮城・岩手の子どもたち（対象年齢不明）約10,000人にアンケートを実施。「まちなのために何かをしたい」と答えた割合が約90%。この結果を受けて、岩手県山田町・陸前高田市・宮城県石巻市の3地域に「子どもまちづくりクラブ」が発足。

石巻市では、2011年7月に「子どもまちづくりクラブ」が発足し、「夢のまちプラン」を作成して石巻市長へ提案した。そのプランの1つに盛り込まれたのが、子どもたちの居場所であった。

子どもまちづくりクラブが、まちづくりクラブに所属していない子どもたちや、乳幼児のいる保護者、地域の人たちへもヒアリングをして考えた子どもセンターのコンセプトが、次の2つである。

- ・石巻の活性化のために中高校生が中心となつてつくり、運営していく施設
- ・みんなが過ごしやすく、子どもの想いを世間の人たちに伝えられる場所

そして、建築の専門家などのアドバイスを得ながら企画・デザインをして「らいつ」が完成した。同時に、まちづくりクラブが石巻市子どもセンター設置条例前文案を作成し市へ提案。子どもたちが考えた前文が採択された。2013年12月21日にセーブ・ザ・チルドレンから石巻市へ譲渡式が行われ、翌年1月19日から利用開始となった。

愛称公募はさらに親しみやすさを感じてもらおうと実施。ホームページとチラシ配布で呼び掛け、2週間で市内外の小中高校生から41点が寄せられた。教育関係者や小中高校生ら10人で組織する運営会議がこの中から8点にしぼり、最後は投票によって「らいつ」に決定した。「らいつ」は英語「rights（権利）」に由来し、市内の男子中学生が考案した。

なお、設置までの取り組みの過程が高く評価され、2014年度グッドデザイン賞と、第8回キッズデザイン賞を受賞している。

2018年4月からは指定管理制度が導入されることとなり、その指定管理者選定の過程においても、子どもたちが意見を伝えられるように「子ども委員」が設置された。指定管理者の選定過程においても、利用者である子どもの声を反映させようとしている点は特筆できる。

「いしのまき子どもセンターコンソーシアム」は、「NPO法人ベビースマイル石巻」と「NPO法人子どもにやさしいまちづくり」の2団体で構成されている。指定管理者選定のプレゼンの際、子ども委員からの「子どもの最善の利益をどう考えますか？」「らいつの構想段階から、子どもたちとつながってきた地域や企業との絆をしっかりと引き継いでほしい」「スタッフを変えないでほしい」という声、単なる施設運営ではなく、子どもたちの大切な居場所を守る覚悟が必要だと痛感したという。

2) 実践で追及されている子ども支援

子どもまちづくりクラブが中心となり、セーブ・ザ・チルドレンのもと、夢のまちプラン・子どもセンターの図面検討、条例前文等を検討していった。

設立後の運営は石巻市、そして現在は指定管理団体「いしのまき子どもセンターコンソーシアム」へと受け継がれているが、「子ども参画」を軸とした子どもの権利保障のための支援は一貫している。石巻市では2009年に「子どもの権利に関する条例」が制定されており、そこには、子どもの権利条約の4つの柱と同じ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が謳われている。これらを背景に、子どもが遊ぶことを通して育つこと、子どもたちの声が事業や運営に活かされること、地域や社会で子どもの力が発揮できる機会となるような支援をしている。

子どもセンター運営委員会

「らいつ」運営について話し合い最終決定する場。子どもセンターに関わる大人と子どもが同じテーブルについて話し合う。大人委員5名（地域で子どもを見守り、子どもに関係する活動をしている方）子ども委員5名（子どもまちづくりクラブから2名、子ども会議から3名）で構成されている。

子ども参加事業：子どもたちが運営に参加し、子どもの声を社会へ発信していく

「子どもまちづくりクラブ」「まきとーく」「子ども会議」「子ども企画」「Big Voice」

「子ども実行委員会企画イベント」「らいつの日」など

「子どもまちづくりクラブ」（プロジェクトごとに活動、定例会毎月1回日曜日14:00～16:30）

子どもたちが地域の一員としてまちづくりに取り組んでいる活動で、子どもの視点から地域の魅力や課題について考える。2018年は「もっと若者を呼び込んで石巻をにぎやかにしたい！」という思いから「マンガのまち石巻」をテーマにコスプレイベント「まきコミ祭」をメンバーが企画運営。

「子ども会議」（月に1～2回）

小学4年生から高校生が対象。自らの希望で子ども会議のメンバーになった子どもたちが、月に1～2回集まり、子どもセンターの運営や使い方について自由に意見を出し合う。

「Big Voice」（年に1度開催）

子どもセンターの事業に子どもたちの声を生かすために、利用者なら誰でも参加できる取組み。今ある事業についての意見や要望、改善点、今後やってほしい事業内容など、様々な意見を聴くために、子どもたちが利用者に直接ヒアリングしたり、アンケートをとったりしている。

子どもエンパワー事業：興味関心を地域で実践して自分可能性に気づきを促す

「アートラボ」「料理王」「Earth teens」「青春力-youth power」など

「青春力-youth power」

中高生世代がさまざまなテーマを通じて地域や社会に関心を持ち、繋がることのできる事業。中高生が参加しやすく、みんなで交流できる内容の企画が展開されている。各企画で地域の大人やらいつ卒業生を招きくなど、らいつを拠点に地域と中高生がつながれる機会にもなっている。

「Earth teens」

社会・人権・平和をテーマに、子どもたちの「知りたい」「やりたい」「考えたい」気持ちを育み、らいつだからできる経験や身近な社会について考えられる活動を展開している。

子育て支援事業：子どもの権利を意識した子どもとの関わりなどの意識啓発を図る

「親子でほかほか」「パパ講座」「Mカフェ」「休日子育て相談」など

「休日子育て相談」

土曜日及び日曜日も子育てに関する相談を開催。10時～15時の時間帯に「休日子育て相談員」が常駐し、子どもと過ごしながらかゆったりと相談することができる。

「Mカフェ」

子どもも保護者もゆっくりゆったり過ごせる、乳幼児親子がホッと一息つける場所。毎週月曜開催。

このように、すべての事業において、「子どもの権利」を大きな軸に据えているが、地域と子どもたちの関係づくりをしていること、それを通して地域にも「子どもの権利」を意識した子どもとの関わりなどの意識啓発・浸透を図っていつていることがわかる。

3) 「らいつ」の実践で希求される子ども支援の力量形成

休館日を活用して集中的に研修や情報共有を図っている。午前中は、スタッフ全体でミーティング(事業の進捗状況、事務連絡等)を行う。午後は、コアスタッフ(専従スタッフ、その他必要なスタッフ)で、気になる子どもの情報、発生したトラブル等に関する意見交換、ワークショップ等を行っている。

a. 子ども支援の軸となる独自に職員の「行動規範」の作成

「らいつ」では、「行動規範」や「らいつ職員が大切にしたいこと10カ条」を作成し、これらを軸にしながら子どもに関わっていくことで、質の担保をしている。ボランティアや卒論調査の大学生に対しても共有できるよう工夫されている。具体的には、子どもの権利と子ども観に関するワークショップを行い、その上で誓約書も提出してもらっている点も特筆できる。

b. 子どもと職員間・職員同士で「ゆらぎ」あう

子どもとの関わりを通して、子どもの権利保障の感覚をつかみ理解して取り込んでいくことを意識気に行っている。そして、日常の勤務中や勤務後に、スタッフ間で対話して「ゆらぐ」「点検する」ことを繰り返してぶれない理解を促し、共通理解を図っている。そして、指導的要素の強い言葉がけや関与方法を払拭し「アイメッセージ」を用いて伝えることで、子ども自身に考える機会を促して、居場所をつくる当事者意識を養い、自らも「居やすい雰囲気」づくりに関与できるよう、工夫している。

c. 発達に応じた援助

利用する年齢層が幅広いからこそ、子どもの発達を十分に理解した関わりができるよう、発達の特性促成をしている。

小学生であれば、学校や学年が違う子どもたちが同じ空間にいても、誰もが違和感なく過ごすことができるよう、職員が自然な感じで間に入って交流を促すようにしている。喧嘩が勃発した場合は、まずは仲裁には入らずに様子を見守る。喧嘩の後はフォローできるように、職員間で情報共有を図っている。

中高校生世代になると、自分の内面と向き合い悩む時期であるが、考える力も実現する力も備えている一人の人間として向き合うようにしているそして、普段とちがう様子はないかなど、「気づく」ことができるよう、注意しながら見守っている。

d. すべての子どもに創造する環境づくり - チャレンジする機会の保障

「BigVoice」や「子ども会議」を通して、それぞれの世代の子どもたちの声を集め、すべての世代の子どもが自ら「らいつ」について考え、意見を言うことができる機会を設けている。それにより、どの世代の子どもたちも過ごしやすい場を自らが主体となって創っていけるようにしている。

また、「子ども企画」という、子どもたちが「やってみたい」と考えたことを、いつでも自由に提案できる仕組みも用意されている。提案は、子ども会議で議論され承認されると企画として動き出すシステムとなっている。

このように、「できること」を奪ってはいけないということを職員間で共有し、小さな成功体験を積めるよう、子どもの年齢や特性を見極めながら、チャレンジする機会を提供し、「さまざまなことを『できる』存在である」と実感できるよう保障している。

もちろん、プログラムにも参加しない子どももおり、自分で選んだ選択の1つと捉えて、たとえばソファに寝転がって過ごすことも尊重している。

e. 子どもたちが地域の大人と出逢うしかけ - コミュニティワーク

「らいつ」では、20代～年配の職員をはじめ、地域の方を講師として招聘したり大学生との交流を図るなどして、地域の多様な大人と出逢い交流する機会を設けている。

「らいつ」での子ども支援の力量形成に求められる資質として、以下に整理することができる。

- ①子どもの権利条約の理念と子どもの発達特性を適切に把握する
- ②子どもの内なる力量を信じて、さまざまな形での「参画」の機会を保障する
- ③子ども同士、職員と子どもとの感情を共にし「ゆらぎ」あう関係構築
- ④多世代との交流を促し、地域と接続させていく

これらの前提として、「子どもの権利条約」の理念を実践するという一貫した姿勢があることが大きい。そのこともあり、利用する子どもたちを指導や支援の対象としてではなく、「一人の人」としての子ども観が全体に共有されている。そして、職員は、従来の指導や傾聴とも違い、**受容・共鳴・援助**を通して子どもたちの参画と意見表明の機会を保障し、成長・発達を「伴走」していく姿勢をとっていることが顕著に表れていることが特色であるといえるだろう。

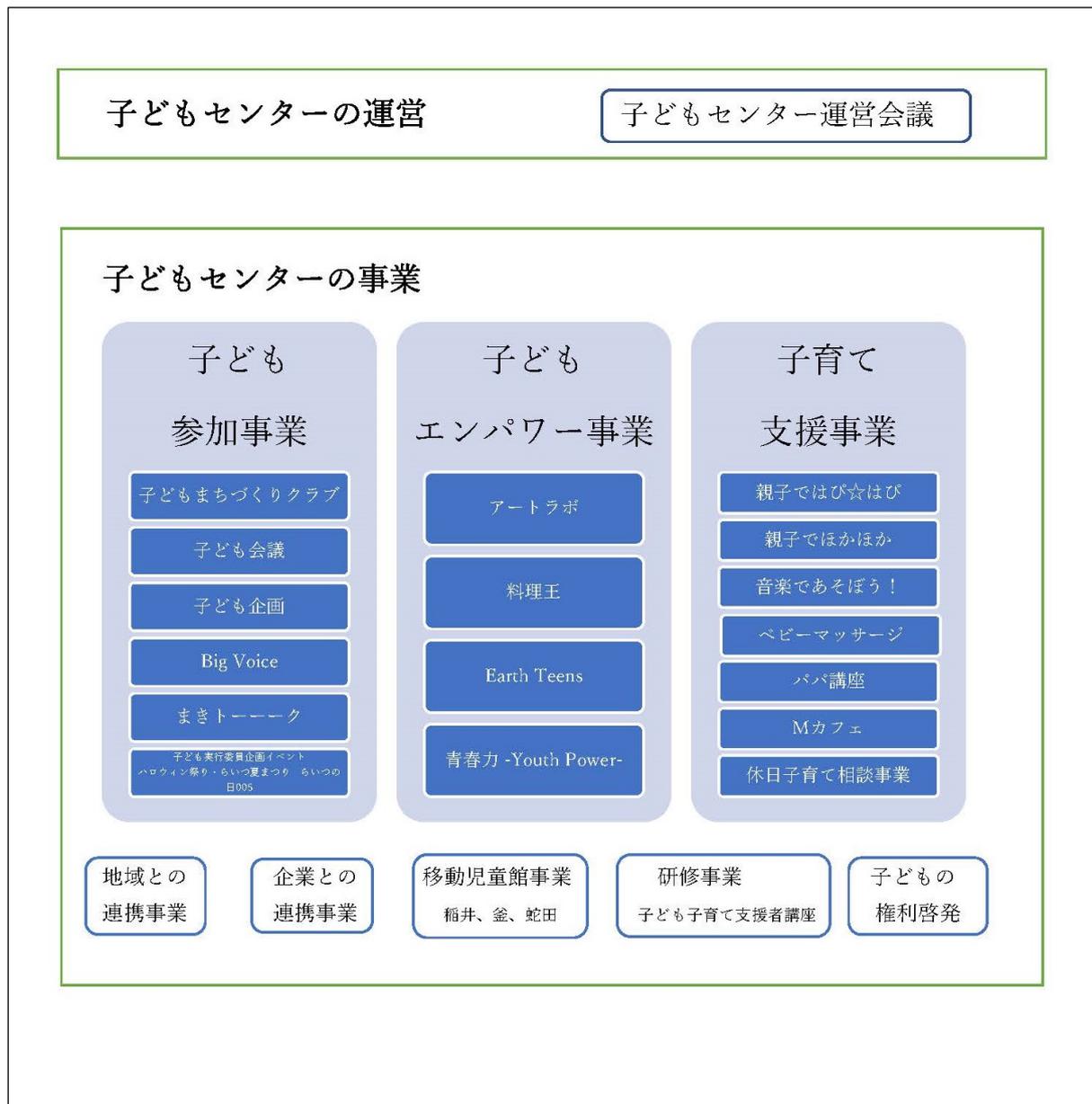


図 2 子どもセンターらいつの事業体系
 (『らいつアニマルレポート 2019』を基に深作が作図)

4 (特非) 北摂こども文化協会

1) 子ども支援に関わる機能の変遷

NPO 法人北摂こども文化協会は地域のおやこ劇場を前身とし、子ども権利条約の普及と推進を地域で展開することを目的に 1998 年に任意団体として発足し、1999 年 NPO 法人格を取得した。子ども支援に関する事業としては 2019 年度では以下の通り実施している。

①豊能町どんと焼き (1983 年開始)

おやこ劇場時代から「ふるさとの思い出」づくりとして、自治会、子供会、ボーイ

スカウトなど地域団体の協力を得て実施している。

②和太鼓&篠笛教室「北摂太鼓集団」(1997年開始)

「ありのままの自分を受け入れる、自己肯定感を大切に」をモットーとした文化活動である。和太鼓教室を4か所で、篠笛教室を1か所で開催するとともに、年1回発表の機会としてフェスティバルを開催している。演奏を通し、異年齢集団の中で社会性を養い、適宜発表の機会を得ることで地域との交流も行っている。

③ひと山まるごとプレイパーク (2001年開始)

「自然の中でおもいっきり遊びほうける」ことをモットーに、里山における子ども主体の自由な遊び場を月1回開かれる。会員制で、遊びの幅を広げてくれるプレーリーダーやマイスターの助けを得てダイナミックな遊びを1日中体験できる。

④大阪高校生演劇フェスティバル (2001年開始)

大阪府内の高校演劇部にコンクールではなく演じることや交流を主目的にしたホール講演の機会を提供し、高校生自身が運営している。

⑤池田市立水月児童文化センター 指定管理 (2001年から受託)

公的社会教育施設での指定管理全国第1号である。児童館の機能をベースに社会教育の立場から、子どもと大人が共に育ち、子どもを中心とした地域の居場所づくりを展開している。「豊かな心を育む5つのステージ」(出会い・気づき・つながり・表現・行動)を子どもも含む市民の参画によって創出し、「子どもの自立を促す」(=自ら考え行動する力を養う)教育活動を展開している。

⑥いけだ夢燈花 (2002年開始)

2001年6月8日、大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件で亡くなられた児童の冥福を祈ると共に世界の子どもたちの平和と安全を願う活動として、地域の各種団体とともに取り組んでいる。水月公園を拠点に、キャンドルライトを中心とする様々なイベントを実施している。

⑦豊中市立庄内少年文化館 「子どもの居場所づくり事業」業務受託 (2015年より)

子どもたちの興味関心によって組織される「文化クラブ」、お菓子づくりなどで親子の交流をはかる「わくわく講座」を運営している。

⑧池田市地域子育て支援拠点「つどいの広場 くるぼん」の業務受託運営 (2016年より)

乳幼児の子育て親子の居場所づくりを行っている。週5回開設。「くるぼんタイム」(手遊びや絵本の読み聞かせ)や母親・父親向け講座などを実施している。

団体発足当初は、おやこ劇場時代から引き継いだ地域の子どもの文化に資する事業から2001年を境に子どもの豊かな遊びと文化の創造に機能が拡張し、地域の子どもの居場所を地域で「見える」化する形で公共化が試みられている。ただ、理事長は「居場所を提供している」という言い方に抵抗があり、地域における子どもと(子どもに関わる)大人の創造的自己実現の場の日常化(あらゆる機能主義的地域づくりに抗し、自己を回復し豊かにする地域づくり)を志向していると述べている。

2)実践で追求されている子ども支援

各事業には団体職員が担当として配置されるとともに、ひと山まるごとプレイパーク(以下、ひと山)では学生を含むボランティアスタッフが、池田市立水月児童文化センターでは複数の職員及びボランティアスタッフが配置されている。

職員及びスタッフの子どもへの関わりについて、基本的には子どもの権利条約を具

現化することを最も重視している。その中で「子どもと大人がともに育」ち「ともに自己実現」することを最も大切にしている。具体的なスタンスはひと山の取り組みによって確立され、プレイパーク共通の子どもの主体性を最大限尊重することに止まらず、スタッフが「プレイワーカー」（リーダーではない）として、直接的には、安心、つながり、自分（のやりたいこと）探しに寄与できることが求められる。このことは、日常の親子関係についても、間接的に親世代に対し子どもを代弁することを促す役割をも担っている。

具体的には、「命にかかわること以外は介入しない」、「けんかなど子どもたちどうしのトラブルは、いろいろな子どもの話をききつつ見守る」など子ども一人ひとりの主体性を尊重するような関わりに徹することを職員・スタッフで共有している。ただ、職員・スタッフの言動を必要以上に縛ることはせず、「いろいろな大人がいる」ことを子どもたちにも理解する機会をつくるようにしている。

事業の拡大により、児童館など子どもたちの学校外の生活全体（第3の領域）をカバーしつつある現段階においては、ある子どもと他の子ども、大人との関係を「子ども一人ひとりの自己決定を引き出し、尊重する」ものにコーディネートする支援を職員に求めている。これは従前から取り組んでいる文化活動にも及び、北摂太鼓集団を担当する職員には、参加する子どもたちの自己実現のためかれらの声を代弁しつつ理解してもらえよう指導者との仲立ちを努めることをめざしている。

現在、団体職員に対しては子どもに対して「〇〇でいいやん」とまるごとを受け止める関わりを職員一人ひとりの個性を活かしつつ、子どもと関わる経験を積み重ねながら多様な子どもたちとつながれるかかわりを追求している。

3)職員・スタッフの力量形成

知識としては子どもの権利条約を理解し、子どもへのかかわりにどう反映させるかを考えることを目指した研修を年2回程度開いている。子どもへのかかわり方については、適宜、記録を通じた振り返りを職場内で行っている。スタッフの学びのスタイルはひと山の取り組みで確立しており、職員・スタッフの日誌を通じ子どもへの最適な関わり方を模索する話し合いを毎回行っている。また職員に対しては、2ヵ月に1回程度、理事長面接を行い、職場に対する意見を聴きつつ、事業をよりよくするための力量形成の現状認識、今後の課題について対話を行っている。

これらを通じて経年で身につく力量として、「子どもの声を聴き、理解すること」、「子ども一人ひとりの個性を理解し、多様な子どもイメージをもつこと」を想定している。一方で、理事長は職員・スタッフになるまでの（学校、家庭、地域を通じた）被教育歴、教職課程など教育学を学ぶ機会、職歴などで持っている資質や力量は異なると指摘している。大学や教育現場（教師など）との接点で身につく（いている）力量として、子どもに寄り添いながらも、発達や活動目的の達成の観点から効果的な助言などの環境づくりをあげている。また、その人の特性（人生経験などを含む）に依拠する力量としては、パソコンや特定の趣味など得意なことを伸ばして事業に貢献することをあげている。ただし、教育現場との接点や人生経験の内容次第で、子ども理解や子どもの声をじっくり聴きとることの妨げになる側面もあるとのことだった。

このように北摂こども文化協会では職員・スタッフの力量形成を、一人ひとりの特性を活かしつつ、子どもの権利を保障するための考え方を理解したうえで、子どもへの最適な関わり方を自分の経験を振り返る対話を通じて模索する中で行っている。その中で、いわゆる日報などで子ども一人ひとりへの関りを振り返り、それをもとにし

た話し合い学習を展開するにあたり、記録そのものの力量に左右され、普段のスタッフ間のコミュニケーションがヒントになるようなことが(口頭のみでしか残らず)「見える」化しづらいのが目下の課題。また、実際には子どもに関わらない任務のみのスタッフがおり、できるかぎり全てのスタッフが子どもと関わりながら事業のみならず運営にも主体的、対等に参加できる職場づくりも必要であると理事長は問題意識を持っていた。

4) 小括

北摂こども文化協会では、職員・スタッフの子ども支援の力量形成のための、研修による子ども権利の理解を基礎に、自身の子どもの理解の目線を認識するとともに、スタッフの形成史に基づく個性を活かしたかかわりを模索する学びの機会が見られた。この構造は図3でまとめられる。知識(ナレッジ)としては「子どもの権利の理解」が基礎となり、広義の文化活動による子どもの権利を具現化できる地域づくりに向けた子どもへの関わりを対話による省察を経て経験を積み重ねている。子どもへの関わりの最適化にあたっては、技術(スキル)的側面をもちつつ、力量の質や向上には教育に関わる経験(教育経験)や教育以外の人生経験も影響することが指摘されており、職員・スタッフの自己形成によって左右されるといえる。ただ、技術(スキル)としての子どもの関わりに関する共通言語が十分に確立されている状態ではないようであり、理事長自身が指摘するように特に職員集団としての子どもの支援の専門性確立にあたっての課題が残されていた。

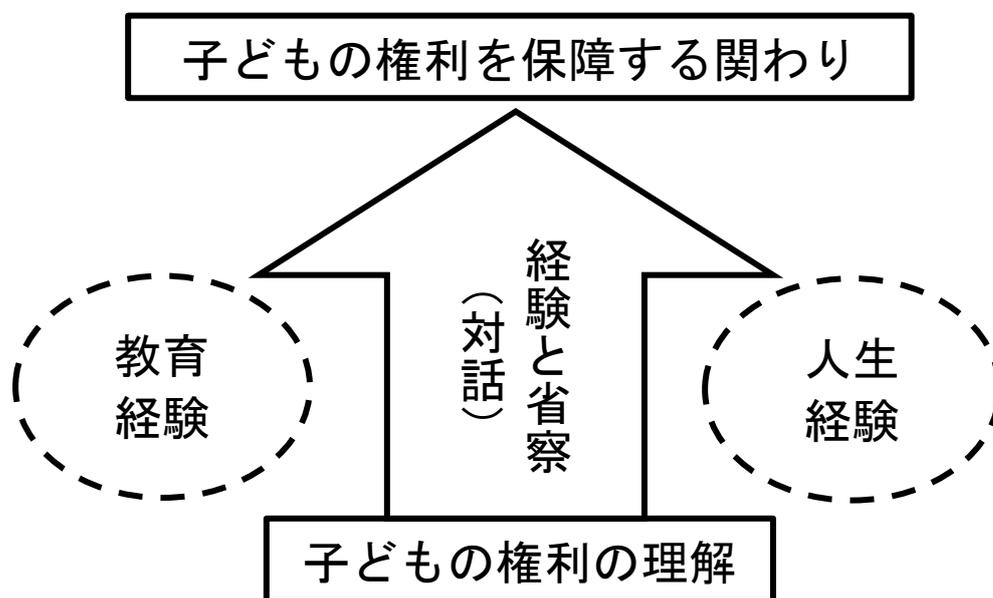


図3 北摂こども文化協会が想定する職員・スタッフの子ども支援の力量形成

5 3 団体の比較検討

1) 子ども支援に関する機能

3 団体の特徴は次のように整理できる。

子ども NPO センター福岡は、増山均・佐藤一子らのネットワーク論に着想を得て 80 年代に子ども劇場からの転身を図る。様々な子どものニーズに応えられる取り組みを行うことができるようにと子どものための活動諸団体をつなぐプラットフォームを目指した。その後、虐待事件が後を絶たない社会状況を受け、子どもの課題解決のために必要とされる専門性を新たに作る必要があると考え、二年前からアドボケイトの養成に着手した。子どもの意見を欧州から学び日本版養成プログラムを開発、試行している。

石巻らいつは、他の 2 団体と比べて新しい団体である。NPO 法人化する以前の 1970 年代から活動を起こしてきた 2 団体と異なり東北大震災後の 2010 年代に発足された。まちづくりへの子ども参画が、子どものまちへの関心を高め、社会の改善につながると同時に、子どもが生き辛い社会状況を解決することにつながると考えている。

北摂こども文化協会は、一つ目同様におやこ劇場からの転身を図った団体であるが、中間支援を目指さず余暇・文化・遊びを主軸に据えた実践を提供し続けている点が異なる。公立児童文化センターや子育て支援拠点などの行政からの受託事業と自主事業、例えばプレイパークや演劇フェスティバルなどの余暇・遊び・芸術活動やとんど焼きなどのまちづくり・文化活動などを手掛けている。

3 団体の共通点は、「子どもの権利保障」を団体ミッションに掲げており、子どもが権利行使の主体者となることを目指している点、そのために子どもの意見表明やエンパワメントに重視している点、大人の側の子ども観を変容させることも課題の一つに掲げている点、子どもの声を聴くこと・子どもと共に協働して物事を進めることなどを目の前の子どもに対して保障するよう努めるだけでなく、社会の仕組みとして制度化し、子どもを取り巻く社会環境を改善させることも自分たちの役割だと考えている点である。

一方、子ども NPO センター福岡は子どもに関わる教育・福祉・文化などの諸団体のネットワークが基本的な機能であり、子ども支援に関してはメゾレベルでのコーディネート、社会的資源の創出に努めているものの、当事者に対しては間接的である。他 2 団体は子どもの居場所になりうる拠点を持ち、子どもとのかかわりの中で子ども支援の機能を充実させてきたことが明らかになった。特に大人との関係において、「参加」「参画」の視点で子どもたちが居場所をつくりあげ、居場所の範囲が拠点内に止まらず地域全体に及んでいる点は一般的な児童館による子ども支援とは性質を異にしている。

2) 子ども支援に関する専門性

3 団体が考える子ども支援に関する専門性については、直接子どもに関わる事業を

有しているか否かで大きな違いがみられた。前項でふれた通り、石巻さいつ、北摂こども文化協会は居場所づくりを行っている拠点（施設等）での直接的な子ども支援であり、子ども NPO センター福岡は中間支援組織として、子どもの権利保障をめぐる社会課題に対して求められる専門性の創出にミッションを絞っている。全ての子どもの生きづらさの解消に向け、その時期で最も必要でかつ欠けている「ナレッジ（知識）」と「スキル（技術）」を啓発することに徹している。

石巻らいつでは、地域づくりレベルでの「子どもの権利」の保障の実現を使命とし、それに必要な子ども支援の資質を四点に整理できた。「①子どもの権利条約の理念と子どもの発達特性を適切に把握する」は「ナレッジ（知識）」に相当するといえ、「③子ども同士、職員と子どもとの感情を共にし「ゆらぎ」あう関係構築」については「スキル（技術）」の性質が強い。「④多世代との交流を促し、地域と接続させていく」については、「スキル（技術）」を中心に「ナレッジ（知識）」も求められる。「②子どもの内なる力量を信じて、さまざまな形での「参画」の機会を保障する」については、生田の分類でいう「マインド（価値観）」に近いように見える。しかし、個人レベルから地域レベルまで一貫して「すべての子どもにチャレンジする機会の保障」を徹底し、その関わりについて常に職員間で検証し続けていることから、「スキル（技術）」を磨きつつ「子ども支援者としての自己形成」を追求しているといえる。

北摂こども文化協会は、子ども権利条約を基軸に団体の使命、子どもへの関わり方の理解を研修などで行っており、「ナレッジ（知識）」に相当する。日々の活動の振り返りを通じ、スタッフ自身の子ども理解及び子どもへのかかわりの問い直しを行っており、「スキル（技術）」を形成しているといえる。また、この振り返りでは個別の対話が基本となっており、スタッフの形成史に基づく個性を重視していることから「子ども支援者としての自己形成」にも寄与していると考えられる。

このように、3団体の子どもの支援の専門性には「ナレッジ（知識）」及び「スキル（技術）」について子どもの権利のあらゆるレベルでの保障につながる内容が盛り込まれていた。ただ、「子ども支援者としての自己形成」については子ども支援について間接的機能に徹している子ども NPO センター福岡では確認することができなかった。なお、今回明らかにした専門性は各団体で定義している内容である。これは「規定」上のものであるといえ、これがどう実質化、特にスタッフ一人ひとりに浸透しているかは別途検証が必要である。

IV まとめ——子ども支援の専門性モデルの提起

本研究では、子ども支援の力量構成について以下の構造があることが明らかになった（図4）。子どもの権利の理解を基軸とした「ナレッジ（知識）」及び子ども理解を基礎にした共感、伴走の「スキル（技術）」を支える「（専門家としての）自己形成」があり、ナレッジ及びスキルを「自分事」として追求するかどうか力量形成に大きくかかわる。

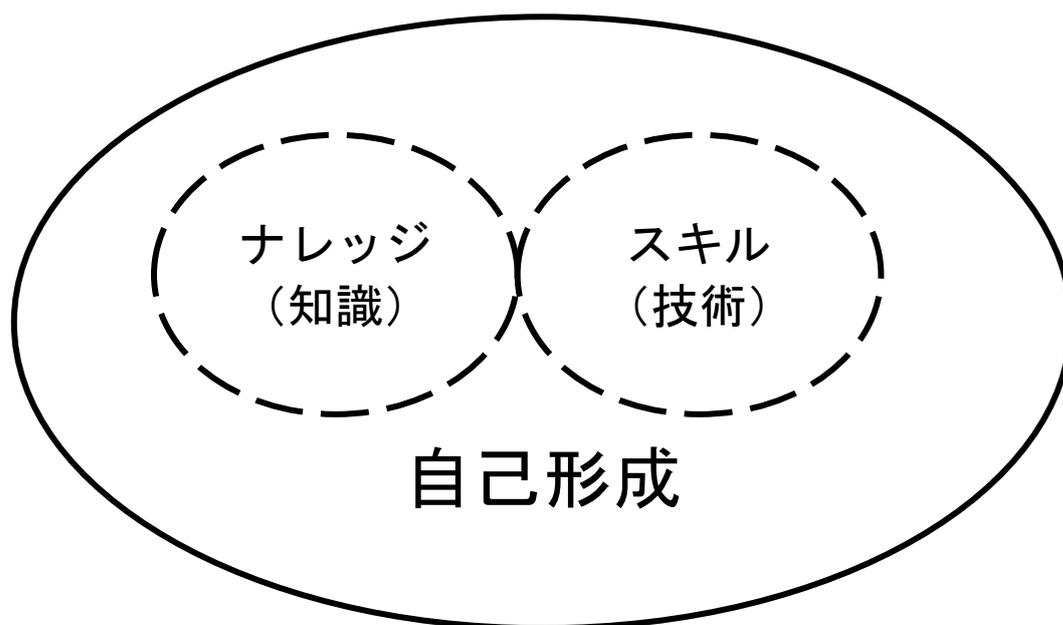


図4 子ども支援の力量構成（子ども支援拠点をもつ団体）

特に子ども支援の拠点をもつ「NPO 法人子どもにやさしいまちづくり」、「NPO 法人北摂こども文化協会」では、ナレッジ、スキルを「教え込む」のではなく、スタッフの個性を尊重しつつ、参画の視点で子どもとの関わりを深められるかを自分なりの理解で会得するための場（ミーティング、振り返り）を重視し、実質的な研修の中軸に据えていた。その点では、スタッフの力量形成に（専門家としての）自己形成が団体として重視していることが明らかになったといえる。ただし、今回は代表、リーダーレベルのヒアリングのみだったため、それ以外のスタッフの力量形成による検証によって実質かどうか明らかになる。

また、これらの専門性が身につく研修について、力量形成のプロセスを追う必要がある。「子どもの権利」を保障するために必要となる力量や専門性を、団体内部であるいは関係諸団体間でどう実質的に定義し共有してきたのか。その解明が、子ども支援士の専門的・力量ならびに養成・研修の在り方の検討につながると推察する。

今後、子ども支援の専門性の特定及び必要な研修を明らかにするため、スタッフ個々の学習過程を解明したい。

謝辞

本調査にあたり、特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡代表理事大谷様（当時）、石巻市子どもセンター「らいつ」館長荒木様、事務局長吉川様、特定非営利活動法人北摂こども文化協会理事黒島様に多大なるご協力をいただいた。この場を借りて深く感謝申し上げる。また、科研費研究基盤研究(B)（一般）（課題番号 18H00978）（代表 生田周二・奈良教育大学）の助成を受けていることもあわせて報告する。

【参考文献】

- 石巻市子どもセンター編『ANNURL REPORT 2019』。
川野麻衣子『ひと山まるごとプレイパーク』萌文社、2019年。
厚生労働省『児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集』2020年、12～18頁。
吉川恭平「子どもと一緒に社会も育つ」『月刊社会教育』2020年3月号、旬報社、70～71頁。
増山均『子ども組織の教育学』、青木書店、1986年。
増山均『子ども研究と社会教育』、青木書店、1989年。
増山均・早稲田大学増山研究室編『アニメーションと日本の子育て・教育・文化』、本の泉社、2018年。
永沼良樹「石巻を元気にする子どもセンターの子どもたち」日本子どもを守る会編『子ども白書 2015』、本の泉社、2015年、94～95頁。
日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育－自己形成の場と関係性の変容』、東洋館出版、2002年。
日本社会教育学会編『子ども・若者支援と社会教育』2017年、東洋館出版。
小木美代子・立柳聡・深作拓郎編『子育て学へのアプローチ－社会教育・福祉・文化実践が織りなすプリズム』2000年、エイデル研究所。
酒匂一雄編『地域の子どもと学校外教育』、東洋館出版、1978年。
白井慎・小木美代子・姥貝荘一編『子どもの地域生活と社会教育』学文社、1996年。